

2023年6月9日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太  
(コード番号 8139 東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文  
( TEL. 03-3832-8266 )

リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の決定に対する  
保全異議の申立ての結果及び保全抗告の申立てに関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立ての結果に関するお知らせ」及び同月31日付け「株主名簿閲覧謄写仮処分命令の決定に対する執行停止の決定に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）から当社を相手方として申し立てられた、同年3月31日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写を求める株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てについては、同年5月26日、東京地方裁判所が当該申立てを認める旨の決定（以下「原審決定」といいます。）をしたことから、当社が、同月29日、東京地方裁判所に対して原審決定に関する保全異議の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行い、その後、同裁判所において審理及び和解協議が進行していましたが、和解協議が成立せず、本日、東京地方裁判所より、下記1.の内容の決定書（以下「本決定」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

当社としては、本決定は、原審決定と同一の裁判官が単独で審理を行い、決定をしたものであるため、原審決定を見直す役割がある異議審としての審理・判断の機会が実質的には確保されていなかったと考えており、また、結論においても、原審決定に引き続いて当社の主張が認められなかった点で不当であると考えております。

そのため、当社は、本決定に関し、本日直ちに、東京高等裁判所での審理を求めて保全抗告の申立てを行いましたので、併せてお知らせいたします。

また、同年5月31日付け「株主名簿閲覧謄写仮処分命令の決定に対する執行停止の決定に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同月31日に、東京地方裁判所から、本申立てについての決定において仮処分執行停止決定に対する裁判があるまで原審決定の執行は停止する旨の決定（以下「原審決定執行停止決定」といいます。）が出ているところではありますが、リ・ジェネレーションは、原審決定がなされた日の翌営業日である同月29日付けで、当社が本株主名簿の閲覧謄写に応じないときは1日につき金100万円の割合による金員を支払うよう求める間接強

制申立てを東京地方裁判所に対して行っていたことが判明しました。当社としては、当該間接強制申立てに対しては、原審決定執行停止決定が出ていることを主張して反論するとともに、上記のようなリ・ジェネレーションの対応からは、リ・ジェネレーションが本決定に関しても間接強制を申し立て、当社の抗告審における審理の機会を奪おうとすることが予想されるため、本決定の執行停止の申立ても行いましたので、併せてお知らせいたします。

今後につきましても、開示すべき事項が生じましたら、適時開示してまいります。

## 記

### 1. 決定の概要

#### (1) 決定日

2023年6月8日

#### (2) 決定の内容

債権者（リ・ジェネレーション）と債務者（当社）との間の東京地方裁判所令和5年（ヨ）第30107号株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和5年5月26日にした仮処分決定を認可する。

債権者（リ・ジェネレーション）と債務者（当社）との間の東京地方裁判所令和5年（モ）第90140号仮処分執行停止申立事件について、同裁判所が令和5年5月31日にした仮処分執行停止決定を取り消す。

異議申立費用（仮処分執行停止申立費用を含む。）は債務者（当社）の負担とする。

### 2. 当社の今後の対応

2023年5月2日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社といたしましては、リ・ジェネレーションが、株主名簿閲覧請求後に開催される最初の当社の株主総会における議決権行使が適正になされることを確保すべく、同請求により取得した情報に基づいて、QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得しないこと等を誓約する旨（以下「本誓約」といいます。）を受け入れるのであれば、速やかに本株主名簿の閲覧謄写に応じる意向であり、本申立てにおいて、本誓約が合理的な内容であること等を主張してまいりました。然るに、本申立てについて、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。

経済産業省が設置した「公正な買収の在り方に関する研究会」が公開している「指針原案（第8回研究会での議論用）」においても、会社法上明示的な禁止規定がある対象会社のみならず、株主である買収者についても、「議決権行使の勧誘を行う際に、金品・財物の交付を行うこと」は株主の合理的な意思決定が阻害されない状況を確認する観点から「望ましくない」とされていること、また、本件と同様に、株主から株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てがなされた株式会社三ツ星及び太洋物産株式会社の事例でも本誓約と同内容の誓約書が（裁判手続の内外での交渉の結果）当該株主より差し入れられたことを受けて（株主名簿の閲覧

謄写請求に応じた結果、) 当該申立てが取り下げられていること(株式会社三ツ星の 2022 年 4 月 27 日付け「アダージキャピタル有限責任事業組合による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」及び太洋物産株式会社の 2022 年 2 月 10 日付け「株式会社敷島ファームによる株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」参照) 等からしても、本誓約が合理的な内容であることは明らかなです。

しかも、上記のとおり、本決定は、原審決定と同一の裁判官が単独で審理を行い、決定をしたものであるため、原審決定を見直す役割がある異議審としての審理・判断の機会が実質的には確保されていなかったと考えており、また、結論においても、原審決定に引き続いて当社の主張が認められなかった点で不当であると考えております。そのため、当社は、本決定に関し、東京高等裁判所での審理を求めて保全抗告の申立てを行いました。

以 上